

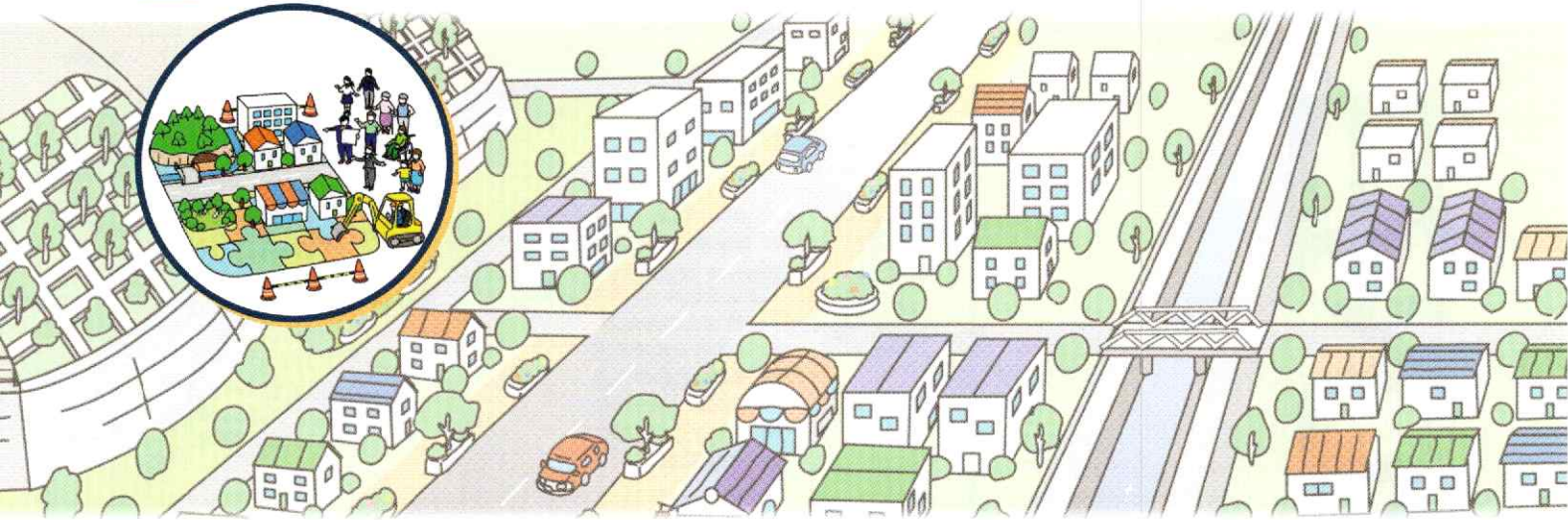
今から考える まちの復興

町田市における事前都市復興の考え方

知ろう

学ぼう

備えよう



事前都市復興について学ぶセミナー

2024年4月21日(日) 10:00~12:00 開催!

まちが災害によって被害を受けてしまうことを想定し、災害が発生する前から、被災後のまちづくりに必要な準備を進めておく「事前都市復興」について、わかりやすく解説するセミナーを開催します。どなたでもお気軽にご参加ください。

会場：町田市庁舎3階（森野2-2-22） 3-2/3-3会議室

定員：50名（申込制・参加費無料）

申込：事前に電話またはメールで「申込者名」「参加人数」を下記までお知らせください。

❖ 町田市都市づくり部都市政策課 ❖

【電話】042-724-4248 【メール】mcity6630@city.machida.tokyo.jp



東京都立大学 都市環境学部

市古太郎 教授

益邑明伸 助教

事前都市復興に関する取組
（市ホームページ）



想定される建物の被害

町田市における災害ハザードとしては主に【地震】、大雨による【浸水】【土砂災害】が考えられます。これらの災害が発生した場合、最大でどの程度の建物被害が見込まれるのか、確認してみましょう。

【被害想定】

各災害ハザードを一定の基準から地区の災害リスクとして評価できるよう、250mメッシュごとの建物被害棟数に変換し表現しています。被害想定算出においては、国や都でそれぞれ異なる条件設定によって算定された公表データなどをもとに作成しており、他で扱う値と本書被害想定とが必ずしも同じになるものではありません。また、今後のシミュレーション技術の発展や防災・減災対策の進捗などによって変わる可能性があります。

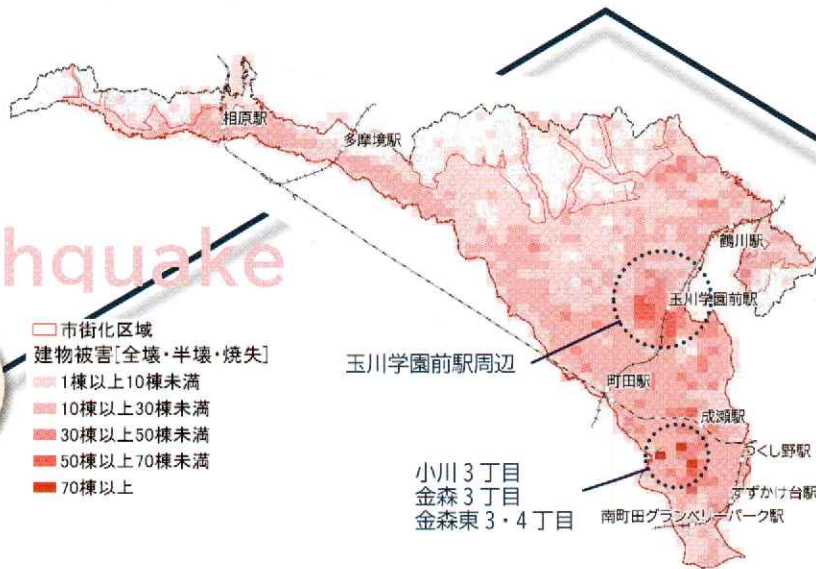
市内の災害リスクを

知ろう

地震 Earthquake



- 市街化区域
- 建物被害[全壊・半壊・焼失]
- 1棟以上10棟未満
- 10棟以上30棟未満
- 30棟以上50棟未満
- 50棟以上70棟未満
- 70棟以上



浸水 Flood



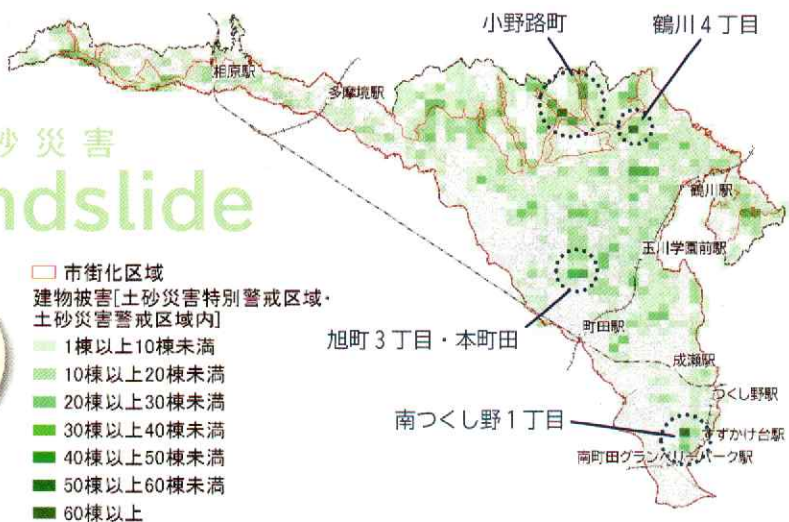
- 市街化区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 建物被害[浸水 想定最大規模1.8m以上 / 家屋倒壊等氾濫想定区域内]
- 1棟以上10棟未満
- 10棟以上20棟未満
- 20棟以上50棟未満
- 50棟以上80棟未満
- 80棟以上100棟未満
- 100棟以上



土砂災害 Landslide



- 市街化区域
- 建物被害[土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内]
- 1棟以上10棟未満
- 10棟以上20棟未満
- 20棟以上30棟未満
- 30棟以上40棟未満
- 40棟以上50棟未満
- 50棟以上60棟未満
- 60棟以上



※被害想定算出にあたっての条件や各種データの出典等については「町田市における事前都市復興の考え方 ～事前都市復興基本方針～」をご確認ください。



Q 被害想定を図を見ると、住んでいる地域は被害が大きいと想定されています。どのようなことに注意すればよいのでしょうか。



A 建物の耐震補強などの個別対策のほか、地域で建築ルールを決めて災害に強いまちづくりを進めておくこと、公園や空き地などの災害時の活動空間を十分に確保しておくことなども、平時からの備えとして効果があります。

■ 地震による被害想定

		被害棟数	割合
倒壊	全壊	1,718 棟	1.50%
	半壊	7,829 棟	6.85%
焼失		2,655 棟	2.32%

◇想定地震 多摩東部直下地震 M7.3/冬・夕方 18 時
(町田市内は震度 6 弱～震度 6 強)

震度分布では境川や鶴見川などの河川沿いを中心に揺れやすいとされています。

建物の被害としては、小川 3 丁目の一部では 1 メッシュ当たり建物被害率約 32%と市内で最も高くなっているほか、玉川学園前駅の周辺においては、広域的な被害が見込まれます。

■ 大雨による被害想定 《浸水》

		被害棟数	割合
浸水深 1.8m 以上		6,383 棟	5.27%
家屋倒壊等氾濫想定区域		3,451 棟	2.85%

◇想定降雨 想定最大規模
(1 年の間に発生する確率が 1/1000(0.1%)以下の降雨規模)

境川に沿ってほぼ全域に渡り 3.0m 以上の浸水、中でも森野 1 丁目や金森 5 丁目、南町田 1・4 丁目の一部区域においては 5.0m 以上の浸水が予測されています。

建物の被害としては、南町田 1 丁目、金森 1・6 丁目、森野 5 丁目、大蔵町において 1.8m 以上の浸水又は倒壊が多いと考えられますが、中でも南町田 1 丁目の一部では、1 メッシュ当たり建物被害率約 83%と市内で最も高くなると想定されます。

■ 大雨による被害想定 《土砂災害》

		被害棟数	割合
土砂災害特別警戒区域		1,526 棟	1.26%
土砂災害警戒区域		3,607 棟	2.98%

◇被害想定 上記区域にかかる建物を算出

土砂災害(特別)警戒区域の多くは、北部の市街化調整区域内に指定されています。

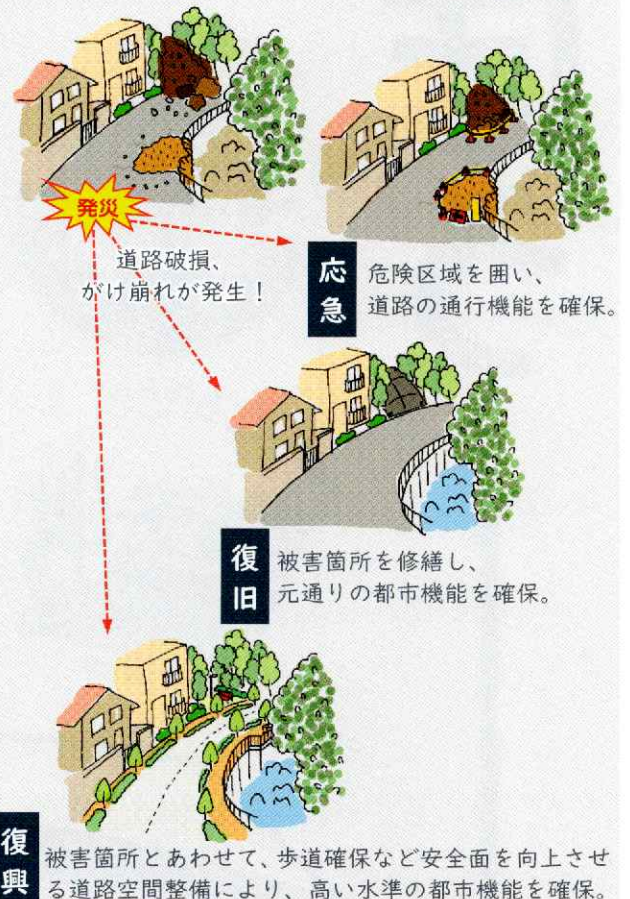
建物の被害としては、旭町 3 丁目・本町田の一部で 1 メッシュ当たり建物被害率約 24%と市内で最も高くなっているほか、南つくし野 1 丁目、小野路町、鶴川 4 丁目において区域内への建物立地が多く見られ、被害も大きいと想定されます。

都市復興のための事前の備え

近年、頻発・激甚化する自然災害や、首都直下地震発生時の切迫度の高まりなどを背景に、平時から被災後の都市復興に向けて必要な準備をしておくことの重要性が、過去の大規模災害の経験から認識されてきています。そのような中で、事前に必要な準備を進めておく、**事前都市復興**の必要性が高まっています。

《応急・復旧・復興》

“復興”には「くらしの復興」や「産業の復興」など様々な分野がありますが、「都市復興」はこのうち、道路をはじめとした都市基盤や市街地などのまちの復興を指します。急場しのぎとしての「応急」や、元の姿に戻す「復旧」とは異なり、抜本的な見直しによって現状よりも都市全体の防災性の向上をめざし、都市基盤の量的・質的な向上、良好な市街地の形成を図ることを念頭に都市をつくり変えることを意味します。



都市復興のプロセス

大規模災害の発生は防災・減災対策をしても、完全には防ぎきれない場合があるため、被害を受けてしまうことを想定したまちづくりを考える必要があります。

事前都市復興とは、まちが災害によって被害を受けてしまうことを想定し、災害が発生する前から被災後のまちづくりの方針やプロセスについて検討し、必要な準備を進めておくことを指し、行政と市民が協働して迅速かつ円滑な都市復興を進めるための重要な取組です。

発災直後の「避難生活期」、復興まちづくりの検討を始める「復興始動期（概ね2週間以降）」、復興事業を実施する「本格復興期（概ね6か月以降）」の各段階において、市民及び行政の動きも変化していきます。ここでは、都市復興の基本的な流れについて市民の動きを中心に紹介します。



復興体制づくり

大きな被害が発生した地域では、行政が実施する被害状況調査や、その他町内会・自治会等から集まる様々な情報を共有し、地域の復興について話し合い、行政と調整を行うための体制・場づくり（地域復興協議会の結成）を始めます。仲間集めの発意は、地元からの声や行政から働きかける場合もあります。



地域復興協議会の結成と活動の開始

地域復興協議会は、地域住民等が主体的に参加し、地域力を活かした復興の核となる組織です。組織からの申請に応じて市が組織を承認し、活動区域を「協働復興区」として認定します。

発災後 2 週間で行政から示される「都市復興基本方針」を受けて、専門家派遣など行政からのサポートを受けながら、地域特性に応じた復興まちづくりを考えていきます。



活動の本格化

発災後 2 か月で行政から、土地利用や基盤整備等の復興について具体化した「都市復興計画」の原案が示されます。地域復興協議会ではこれを受けて、地域意見の取りまとめや合意形成を図り、行政との対話の中で地域の復興を具体化していきます。



都市復興事業の実施

取りまとめられた「都市復興計画」をもとに、行政は実際の復興事業を計画し、実施していきます。

地域復興協議会では、都市復興事業の実施に当たり、道路や公園等の施設整備について参画するとともに、総合的な地域づくり活動を展開していきます。

都市復興の流れを 字ばり



Q 「地域復興協議会」とはどのような組織で、
どのような活動をするのでしょうか。



A 復興を総合的に推進するため、行政との調整や環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関するルールを定めるなど、被災状況と地域特性に応じた地域復興活動を行う組織です。町内会・自治会や自主防災組織など、地域活動の状況に応じ、様々な団体・組織が母体になると考えられます。



行政が策定する「都市復興基本方針」

町田市では、被害の状況を知り復興の体制をつくるため、家屋の被害状況調査の実施や都市復興の基本的な方針や対象区域等をまとめた「都市復興基本方針」を発災後2週間で策定します。

町田市ではあらかじめこの方針の内容や考え方をまとめています。

■ 都市復興の理念 ■

①災害を
繰り返さない
— レジリエンス —

②都市の
性能を高める
— アップグレード —

③機会を捉える
— タイミング —

④地域の
想いをつなぐ
— レガシー —

■ 市街地復興の対象区域と地区区分 ■

被災後、都市的な位置づけや被害状況などを踏まえ、計画的な市街地復興を行う地区として市街地復興の対象区域を定めます。このうち、面的整備により抜本的な改造を予定する地区を市街地改造予定地区、部分的な空間整備と自力再建の支援を予定する地区を市街地修復予定地区として位置づけます。

都市づくりの マスタープラン における位置づけ	家屋の被害状況（参考基準）			
	大被害地区 <small>（概ね 80%以上の家屋 が全壊・半壊・流失）</small>	中被害地区 <small>（概ね 50%以上の建物 が全壊・半壊・流失）</small>	小被害地区 <small>（部分的な建物が 全壊・半壊・流失）</small>	無被害地区 <small>（被害がほとんど 見られない）</small>
「広域都市拠点」 「にぎわいとみどりの都市拠点」				<p>部分的な被害修復が必要な地区 （道路事業、隣接地との共同建替えなど）</p> <p>市街地修復予定地区</p>
「生活拠点」 「暮らしのかなめ」	<p>市街地改造予定地区 広範囲での抜本的な整備が必要な地区 （土地区画整理事業や市街地再開発事業など）</p>			
上記位置づけのない 市街化区域	<p>地域主体の復興まちづくり 地区のまちづくりルールや共同対策工事などの地域主体の整備を促進</p>			



地域復興協議会がとりまとめる「都市復興計画案」

地域復興協議会は行政が示す都市復興計画の原案を受けて、地域の意見を取りまとめ、地域の想いを反映した復興案として行政に提案する役割を担います。行政はこれをもとに都市基盤や土地利用等の都市計画や事業の指針を定めていきます。

避難生活期

発災後
概ね2週間

復興始動期

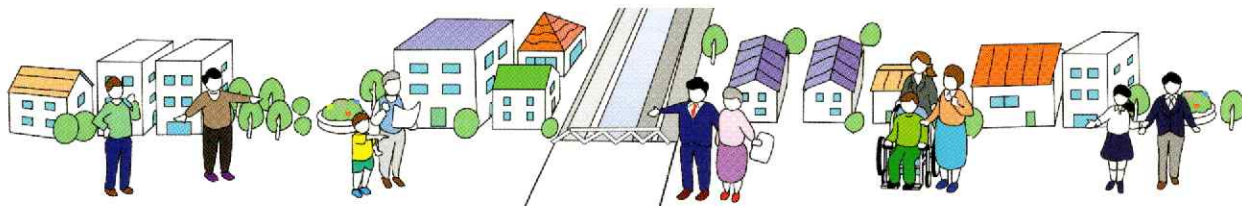
発災後
概ね6か月

本格復興期

今日からできる、4つのステップ

被災後、行政の力だけで迅速かつ円滑に都市復興を進めることは極めて困難であることから、地域の人々が平時から復興まちづくりについて考え、理解していることが重要となります。

円滑な都市復興のために自分たちで何ができるのか、4つのSTEPに分けて紹介します。



STEP 1 都市復興についての 理解を深めよう

STEP 2 地区の課題や資源を 把握しよう

都市復興とは何なのか・何をすべきなのか情報を集め、地域や行政が開催するセミナーや勉強会等へ足を運ぶことから始めてみましょう。

住民それぞれが事前都市復興の重要性を学び・理解することが、復興まちづくりの第一歩となります。

町田市では、復興まちづくりに関する情報をホームページや広報、動画配信等で発信しています。

まちを復興していく際に課題になりそうなことや復興後も残していきたい地域資源など、お住まいの地区の“地区特性”を把握しましょう。

これらをあらかじめ把握しておくことで、地区の魅力・らしさを活かした復興像を検討することができます。

町田市では、具体的取組を希望する地区に対し、専門家を派遣し、まち点検などの都市復興訓練の実施を支援します。

町田市 事前都市復興 検索

▲町田市ホームページ「事前都市復興」

▲町田市公式動画チャンネル

《各種ハザードマップ等の活用》

▲防災マップ
洪水・土砂災害
▼ハザードマップ

▲各種ハザードマップ(市ホームページ)

町田市では、地震災害時の避難施設等を示した「防災マップ」や、風水害時の避難施設等を示した「洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成しています。これらは地区の課題を把握するツールとして活用することができます。

みんなので実践して
備えよう



Q 地区の活動として勉強会への参加や復興訓練の実施を検討しています。これらはどのように参加・実施できるのでしょうか？



A 事前都市復興の理解を深めるセミナーの開催や関連情報について、市ホームページ等で発信しています。
地区の活動として既に行われている防災活動を発展させ、復興訓練等を実施していくことも考えられます。町内会・自治会等での訓練実施や専門家派遣を検討している方は、町田市担当までお問い合わせください。

STEP3

地区の復興像を みんなで描こう

把握した地区の課題・資源などをもとに、被害が発生した際の対応や復興像などについて、訓練等を通して地区の方々と話し合い、共有しましょう。

被害を想定した一連の復興過程をイメージし、模擬体験しておくことで、被災後の円滑な地区の復興につながります。

《都立大学との取組連携》

地区内にある歴史資源は、復興の際にも残したい！



ここは傾斜地だからより大きい被害が出るかもしれないね。

▲専門家による市役所職員の復興訓練の様子

町田市では、東京都立大学と「町田市の事前都市復興に関する共同研究基本協定」を締結しており、専門的な知見を得ながら、事前都市復興の取組を継続的に推進します。

STEP4

地区の復興まちづくり活動 として展開しよう

STEP1からSTEP3の取組を地区に適した形として整え、できることから継続的に地区の復興まちづくり活動として展開してみましょう。

《町田市住みよい街づくり条例による支援》

支援メニュー

● 人材・ノウハウ ●

- ◇街づくりの専門家である「街づくりアドバイザー」の派遣
- ◇プロジェクトの実現・発展に向けた助言・相談等



● 場・機会 ●

- ◇活動場所の調整サポート
- ◇新しい人との出会い・仲間づくりにつながる機会の提供等



● 情報発信 ●

- ◇町田市公式ホームページやその他、市の情報発信媒体を活用し、企画立案段階から実施まで一貫した活動内容の情報発信



▲街づくりプロジェクトの支援メニュー

町田市では、平時から地区の住民が自分たちのまちの復興を考える活動等について支援を行います。例えば、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「街づくりプロジェクト」や「まちビジョン」といった制度を活用して、街づくりの専門家であるアドバイザーを派遣することができます。

より詳しく 学ぶ 都市復興における町田市の基本的な考え方を確認しよう

町田市では、被災後に行政と市民が協働して迅速かつ円滑な都市復興を進められるよう、平時から備えておくべき事項を示した「町田市における事前都市復興の考え方 ～事前都市復興基本方針～」を取りまとめています。

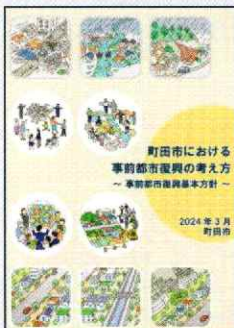
町田市における事前都市復興の考え方 ～事前都市復興基本方針～

本書では、事前に都市の状況を把握し「事前都市復興基本方針」を定め、行政と市民それぞれが平時から備えておくべき事項を示しています。

また、市内の想定される建物被害を参考データとともに確認し、町田市における災害リスクの特徴や課題をより詳しく紹介しています。



事前都市復興基本方針▲
(市ホームページ)



《事前都市復興による効果》

① 被災後の業務の迅速化



行政は都市復興に必要な基礎データや考え方を事前に取りまとめることで、被災後の迅速な現地調査、復興まちづくりの検討などの業務につなげていきます。

② 災害対応力の向上



行政・市民は平時から訓練や勉強会を通じて都市復興について準備し、考えておくことで、災害対応力向上につなげていきます。

③ 都市復興への理解醸成



行政は都市復興に関する情報を正しく発信することで、市民・事業者・行政の協働による復興まちづくりの重要性の理解や、被災後の円滑な合意形成につなげていきます。

④ 地域の想いを反映した復興の実現



行政・市民は復興のかなめとなる地域のまちづくりについて、平時から考えることで、地域の資源や想いを活かした都市復興につなげていきます。

市内で発生した過去の災害記録



過去、市内においても台風や集中豪雨による住宅の浸水やがけ崩れなどの災害が発生しています。

近年では2019年10月、台風第19号の大雨により大きな被害を受けました。この台風による住宅被害は、半壊2棟、一部損壊46棟（準半壊に至らない一部損壊含む）、床上浸水2棟、床下浸水1棟にのぼりました。

また、道路破損が10か所、がけ崩れが18か所発生しました。

事前都市復興で



今から考えるまちの復興 - 町田市における事前都市復興の考え方 -

発行日 2024年3月

発行 町田市都市づくり部都市政策課

町田市森野2-2-22 ☎ 042-724-4248



この冊子は15,000部作成し、1部あたりの単価は39円です。
(職員人件費を含みます。)

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へリサイクルできます。